

政令第 号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三五の四の項の次に次のように加える。

三五の五	千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書附属書一 4・1 に規定する処分を行うために輸出される同附属書一 1・7 に規定する二酸化炭素を含んだガス	全地域
------	--	-----

附 則

この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

理由

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の的確な実施を確保するため、同議定書附属書一の規定に基づく処分である海底下の地層への処分のための特定の二酸化炭素を含んだガスの輸出について承認を要することとする必要があるからである。